

測量行政懇談会 令和5年度第1回流通・活用制度部会
議事要旨

日時：令和5年8月30日(水) 10:00～12:00
場所：国土地理院関東地方測量部大会議室
(オンライン併用)

① 参加者

【委員】※敬称略、五十音順

生貝直人（一橋大学）、板倉陽一郎（ひかり総合法律事務所）、伊藤文徳（会津若松市）、
井上由里子（一橋大学）、杉本直也（静岡県）、友岡史仁（日本大学）、
山本佳世子（電気通信大学）

（※）生貝委員、井上委員は対面出席

板倉委員、伊藤委員、杉本委員、友岡委員及び山本委員はオンライン出席

【事務局】

国土地理院：（企画部）河瀬部長、地理空間情報企画課（基本図情報部）大塚管理課長
エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社

② 配布資料

資料 1-1 議事次第

資料 1-2 委員名簿

資料 2-1 「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（測量成果等編）」改正について

資料 2-2 「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（測量成果等編）」改正案

資料 3 「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン（測量成果等編）」改正について

資料 4 今後のスケジュール

資料 5 3次元点群データ等の公開

③ 議事

1. 「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（測量成果等編）」の改正について

資料 2-1 「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（測量成果等編）」改正について」に基づき、事務局から説明があった。主なコメント・質疑応答は次のとおり。

◇ 友岡委員：「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（測量成果等編）」（以下、個人情報ガイドラインという）改正案（資料 2-2）の 3.6 に記載されている「開示、訂正及び利用停止」について、開示請求者本人が写り込んだデータをすべて開示するよう請求された場合等の対応方法をより具体的に記載できないか。

・ 杉本委員：第 5 回流通・活用制度部会でも議論があったとおり、開示請求者本人が写り込んでいる画像をすべて探し出して削除することは難しいため、そのような請

求があった場合に不開示とできるような記載となっているとよい。一方、個人情報ガイドラインに具体的に記載することで、その記載を受けて対応に困る請求をされるケースも起き得るため、どこまで具体的に記載するかは悩ましい。なお、静岡県においては開示請求者本人が写り込んだデータを開示するよう請求されたケースはない。

- ・ 伊藤委員：会津若松市では、現状は点群データの公開は行っていないが、個人情報ガイドラインの中で具体的に記載しすぎることによって自由度がなくなってしまう懸念もあるため、ある程度逃げ道があるような記載だとありがたい。
 - ・ 板倉委員：点群データによって個人が特定されるのは、地上にて近距離で計測した場合である。開示請求者本人が写り込んだデータを特定してほしいという請求があった場合は、まず、いつ・どのルートで計測したかの情報を提供し、該当する日時、その場所にいたということであれば、該当する範囲のデータから個人が特定できる部分を探すという流れで対応するのがよいのではないかと考える。個人情報ガイドラインには、「探索的な開示請求があった場合は、撮影した際の情報を開示請求者に与えることによって、自身が撮影画像等に含まれている可能性がある日時、場所の特定を促すのがよい」といった主旨を記載すればよいと考える。
 - ・ 事務局：杉本委員のご意見のとおり、開示請求者本人が写り込んだデータをすべて開示するよう請求された場合等には、点群データの性質上、対応が難しいと考える。また、板倉委員からのご示唆のとおり、いつ・どのルートで計測したかのデータを開示するとして、開示請求者本人を特定したデータの開示可能な程度について検討し、記載を事務局にて検討したい。
- ◇ 山本委員：個人情報ガイドライン改正案（資料 2-2）の 3.6 に記載されている「安全管理措置」について、安全管理措置の例として記載されている内容の詳細を説明いただきたい。
- ・ 事務局：個人情報保護委員会が公開している「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」を踏まえて例を記載している。個人情報保護法上、保有個人情報の保管先が国内ではなく海外となる場合、保管先となる海外の制度等を把握したうえで安全管理措置を図る必要があるため、説明を追記した。
 - ・ 山本委員：記載内容について理解した。
- ◇ 井上部会長：本日いただいたご指摘を踏まえ、引き続き事務局にて個人情報ガイドライン改正案を修正いただきたい。
- ・ 事務局：承知した。修正方針については、一部の委員の方に個別で確認、調整させていただく場合があるため、その際にご対応をお願いしたい。修正方針が確定した後は、部会長一任で修正案を確認いただき、個人情報ガイドラインの確定に向けて進めたい。
- （修正案は部会長一任とすることにつき、了承いただいた。）

2. 「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン（測量成果等編）」の改正について

資料 3「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン（測量成果等編）改正について」及び資料 4「今後のスケジュール」に基づき、事務局から説明があった。主なコメント・質疑応答は次のとおり。

【資料全体に関する意見】

- ◇ 板倉委員：資料 3 の p. 20 に記載されている「不正競争防止法」については、「限定提供データ」が「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン（測量成果等編）」（以下、二次利用ガイドラインという）の改正に影響し得る。また、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（以下、リモセン法という）については、調査の結果、二次利用ガイドラインの改正に特段影響がないということであれば、その旨を記載すればよい。また、生成 AI やメタバースについても二次利用ガイドラインで取り上げるのがよいと考える。

【論点 1 新たに取得可能となった成果物に関する検討】

- ◇ 井上部会長：検討対象とする測量成果等として、従来の 2 次元の地図、空中写真及び 3 次元点群データ等の 3 次元の地理空間情報の他に、対象とすべきものはあるか。
 - ・ 山本委員：資料 3 の p. 7 に記載されている「3 次元点群データ」が、国や地方公共団体が作成したデータを対象とするのであれば過不足はないと考える。実際に現場でデータを扱っている地方公共団体側のご意見も伺いたい。
 - ・ 杉本委員：二次利用ガイドラインが対象とするのは、国や地方公共団体が実施する測量の中でも公共測量に該当する測量であると認識しているが、公共測量の定義が正確に理解されていないように思う。また、公共測量には該当しないが、地方公共団体が発注する測量業務については、本二次利用ガイドラインが適用されるか。差し当たり公共測量のみをスコープとするのであれば、対象とする測量成果等は網羅できていると考える。
 - ・ 事務局：公共測量の定義については測量法第 5 条で定義されている。

測量法 第五条

この法律において「公共測量」とは、基本測量以外の測量で次に掲げるものをいい、建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものを除く。

一 その実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量

二 基本測量又は前号の測量の測量成果を使用して次に掲げる事業のために実施する測量で国土交通大臣が指定するもの

イ 行政庁の許可、認可その他の処分を受けて行われる事業

ロ その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付けその他の助成を受けて行われる事業

- ・ 杉本委員：文化財等を点群データとしてデジタルアーカイブ化する場合、公共測量で必要とされる精度までは求めない場合がある。この場合は測量法第 5 条の定義に

該当しない。

- ・ 伊藤委員：会津若松市で扱っている業務においては、資料3のp.7で対象としている測量成果等の他に該当するものはない。
- ・ 井上部会長：測量法第5条の公共測量の定義に該当しない測量成果については、事務局にて二次利用ガイドラインの改定における対応方針を検討いただきたい。
- ◇ 井上部会長：板倉委員より、知的財産関連法令の他に不正競争防止法及びリモセン法を検討対象として追加してはどうかというご意見をいただいたが、その他に対象とすべき法令はあるか。
 - ・ 板倉委員：「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（通称：地理的表示法）も二次利用ガイドラインの改正に影響がある可能性はある。検討に漏れがないよう、各省協議にかける際には経済産業省、特許庁、文化庁、及びその他知的財産権に関連する省庁に意見照会を行うのがよいと考える。
 - ・ 生貝委員：利用規約の検討にあたっては、改正民法（令和2年4月1日施行）で追加された定型約款についても関連する可能性がある。
- ◇ 井上部会長：知的財産権侵害への該当性を判断する際の指標として、精度、取得頻度、撮影方向及び測量成果等イメージの他に含めるべき指標はあるか。
（委員からの指摘は特になし。）
 - ・ 井上部会長：知的財産権侵害への該当性を判断する際の指標については、各法令で求められる要件を踏まえ検討するのがよいと考える。事務局にて各法令を調査いただいたうえで、改めて着目すべき指標を確認したい。
 - ・ 事務局：承知した。

【論点2 ①二次利用に関連する法令の改正等を踏まえた検討事項】

- ◇ 生貝委員：資料3のp.11で整理されている著作権法の改正内容のうち、「デジタル化・ネットワーク化の進展、教育の情報化（平成30年5月25日改正）」について、ガイドライン改正に影響し得る改正内容として整理されているが、具体的にどの部分がガイドライン改正に影響があると想定しているか。
 - ・ 事務局：デジタル教科書の中で測量成果の使用が想定されることを踏まえ、それによる二次利用ガイドラインへの影響の有無を整理したい。具体的に二次利用ガイドラインに影響が生じる部分については今後精査したい。
 - ・ 生貝委員：当該改正内容については、機械学習における測量成果の利用についても関連すると認識している。
 - ・ 事務局：機械学習への利用の他、生成AI等の議論については、資料3のp.20に記載している「新たに検討対象とすべきトピック」の整理の中で調査する想定である。
- ◇ 井上部会長：現行の二次利用ガイドライン制定（平成23年11月）以降の法改正の内容のうち、着目すべき内容はあるか。
 - ・ 友岡委員：資料3のp.12に、地方自治法の改正内容が記載されているが、資料に示されているとおり、二次利用ガイドライン改正に直接影響する内容はないと考える。

【論点2 ②オープンデータ化の考え方の普及を踏まえた検討事項】

- ◇ 生貝委員：オープンデータ化について、国土地理院が作成した測量成果については二次利用にあたって複製・使用承認申請が必要であると認識しているが、地方公共団体が作成した測量成果についても同様に複製・使用承認申請が必要か。
 - ・ 事務局：測量法第4条で定められる「基本測量」及び測量法第5条で定められる「公共測量」に該当する測量成果を利用する際は複製・使用承認申請が必要であるため、地方公共団体が作成した測量成果についても同様である。
- ◇ 井上部会長：デジタル庁「オープンデータ基本方針」、国土交通省「3D都市モデルの導入ガイダンス」の他に参照すべきガイドライン、指針等はあるか。
 - ・ 生貝委員：測量成果の流通は必ずしもオープンデータに限ったものではなく、BtoBの契約のパターンもある。そのようなパターンにおいて契約で定めておくべき事項等については、経済産業省が公開している「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」が参考になる。また、論点1の議論の中で、杉本委員からデジタルアーカイブについて言及いただいたが、内閣府知的財産戦略推進事務局が公開している「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」では、美術作品等のコンテンツのデジタルアーカイブに関する二次利用の考え方が示されている。測量成果等の二次利用について検討する際も参考になると考える。
 - ・ 杉本委員：「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」を今回初めて知ったため、今後、静岡市にて実施しているデジタルアーカイブの取組において参考にしたい。静岡市では、戦没者忠霊塔（老朽化により令和3年に撤去）を3次元点群データでデジタルアーカイブ化する取組を実施している。当該忠霊塔は著名な建築家により設計されたものであり、設計者の没後70年が経過していないため、著作権の扱いについて議論中である。自身としては、忠霊塔は測量成果全体の一部であるという解釈のもとオープンデータ化できるのではないかと考えていたが、静岡市の法務部門では、著作権の保護期間が満了していないためオープンデータ化できないと判断された。このようなケースの場合に知的財産権上どこまで配慮する必要があるかが二次利用ガイドラインに示されるとよい。
 - ・ 生貝委員：「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」は美術作品等を対象とした記述となっているが、文化財の測量成果については「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」または二次利用ガイドラインが重畳的に関わる領域であることがわかった。暗黙のルールの中で利用制限を行うケースが現状あると思うが、二次利用ガイドラインにおいては、所有者とどのような約束をしておくべきか等の考え方を明確化する必要がある。
 - ・ 杉本委員：なお、忠霊塔のデジタルアーカイブの事例は、論点1で述べた「公共測量には該当しない測量」に該当する。当該測量成果について、「公共測量以外の測量成果の取扱いについては別途このガイドラインを参照してください」といったガイドが記載されるだけでも参考になる。

- ・ 板倉委員：建築の著作物に対して権利侵害にあたるのは建築物を複製した場合のみであるが、測量成果等においては、対象によっては美術の著作物であると判断されるケースがあり得る。
- ◇ 板倉委員：知的財産については、理論上対象物は無限にあるため確実に権利をカバーすることは難しい。また、所管の行政庁が解釈を示せる行政規制とは異なり、基本的には民事であるので、所管の行政庁はよいとも悪いとも言えないので大変難しい。権利侵害に該当する可能性がある事例を挙げつつも、そのうちすべてが論点になるものではないことがわかるように、現行のガイドラインのように職人芸的な記載を検討してほしい。有識者も支援する。
 - ・ 井上部会長：どこまで詳細に書くかも難しい。あまり詳細に個別の事例について記載すると、時代の変化によってすぐに事例が古くなってしまうという懸念がある。一方、知的財産権上求められる要件が一般的に認識されていない中で、手掛かりとなる資料を入れておくことは必要であると考え。記載ぶりは非常に悩ましいが、事務局にはよく検討願いたい。
- ◇ 生貝委員：現行の二次利用ガイドラインは、欧州の INSPIRE 指令（平成 19 年公布）なども意識しながら作成されたことが想定される。その後、令和元年にオープンデータ指令が成立する等、近年、欧州でもデータ活用推進に向けた動きがある。各国における法制度の動向も含めて議論できるとよい。
 - ・ 山本委員：資料 3 の p. 18 の中で、オープンデータ化の考え方の参考とするガイドラインとして、国土交通省「3D 都市モデルの導入ガイダンス」が挙げられているが、PLATEAU ではバーチャル・シンガポール等の海外の事例を参考にしていると聞いている。生貝委員のご指摘のとおり、海外の事例も調査いただきたい。
 - ・ 事務局：ガイドライン改正においては、海外のガイドラインと齟齬、遜色がないものとしたい。海外の法改正も踏まえ、必要に応じて二次利用ガイドラインに盛り込みたい。
- ◇ 伊藤委員：基礎自治体として、法律面の知識が乏しいこともあり、これまであまり知的財産関連の法律に留意してこなかったという地方公共団体側の課題を再認識した。会津若松市においても、ドローンで取得したデータを 3D モデル化する取組を行っているが、オープンデータ化の可否を検討する際に二次利用ガイドラインが参考にできるとよい。
 - ・ 井上部会長：地方公共団体では知的財産関連の法律に詳しくないケースが多いというご意見をいただいた。二次利用ガイドラインの利用者にとってわかりやすい記載となるよう、事務局にて検討いただきたい。
 - ・ 事務局：承知した。
- ◇ 井上部会長：本日の議論を踏まえ、引き続き事務局にて二次利用ガイドラインの改正方針の検討を進めていただきたい。その他、今後のスケジュールについてご意見あればいただきたい。
（委員からの指摘は特になし。）

3. 国土地理院の取組報告

資料5「3次元点群データ等の公開」に基づき、事務局から説明があった。
(委員からの指摘は特になし。)

4. その他

議事なし

以上